

行橋市映像撮影ロケーション補助金 別表補足資料（第5条関係）

	補助対象経費	補助要件	基準額・備考
1	ロケ関係者の移動に要する経費	申請者の事業所の所在する自治体から本市まで移動する旅費であること。 【移動の直前に撮影がある場合は、その撮影場所の所在する自治体からの移動を算定】	・基準額の設定なし。 ・経済合理性が高いと考えられる交通手段を選ぶこと。 ・航空機のビジネスクラス、新幹線のグリーン車は対象外とする。 ・主要な空港や駅からのレンタカー費用は含まれる。 ・本市内で移動手段として利用するバス・タクシー代は対象外。
2	ロケ関係者の宿泊に要する経費	市内における宿泊に係るものであること。	・基準額 1名1泊あたり1万円を上限とし、上限に満たない場合は実費相当額とする。（税・サービス料を含む）
3	ロケ関係者の食事に要する経費	市内で調達されるものであること。	・基準額 1名1食あたり1千円を上限とし、上限に満たない場合は実費相当額とする。（飲酒を伴うものや懇親会等は含まない）
4	ロケ地等の施設使用に要する経費	市内の施設で使用されるものであること。	・基準額の設定なし。 ・民間施設の施設利用時に係る費用は、申請前に事前に相談が必要。
5	撮影・照明機械類等の動産の借上げ等に要する経費	市内で調達されるものであること。	・基準額の設定なし。 ・申請時、見積書等で金額の積算が分かる資料の提出が必要。

6	ロケセット等の設営及び撤去の役務等に要する経費	市内で調達されるものであること。	・基準額の設定なし。 ・申請時、見積書等で金額の積算が分かる資料の提出が必要。
7	ロケ時の警備に要する経費	市内で調達されるものであること。	・基準額の設定なし。 ・申請時、見積書等で金額の積算が分かる資料の提出が必要。
8	その他市長が特に必要と認める経費	市内で消費され、又は調達されるものであること。	・その他の経費については、申請前に事前に相談が必要。 ・撮影関連経費として一般的に認められるものに限る。